議案第７３号

守谷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

守谷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成２４年１２月１１日　提　　出

守谷市長　　会　田　真　一

平成　　年　　月　　日　原案　決

議　案	頁　数
73号	1

守谷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は，水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１２条及び第１９条第３項の規定に基づき，布設工事監督者を配置する工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この条例において使用する用語は，法及び水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）において使用する用語の例による。

（布設工事監督者を配置する工事）

第３条　布設工事監督者を配置する工事は，水道施設の新設又は次に掲げる水道施設の増設若しくは改造の工事とする。

（１）１日最大給水量，水源の種別，取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

（２）沈でん池，濾過池，浄水池，消毒設備又は配水池の新設，増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第４条　布設工事監督者が有すべき資格は，次のとおりとする。

（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後，又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後，２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（２）学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後，３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（３）学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（４）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（５）１０年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有す

る者
（６）第１号又は第２号の卒業者であって，学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後，又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後，第１号の卒業者にあっては１年以上，第２号の卒業者にあっては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（７）外国の学校において，第１号若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号に規定する課程に相当する課程又は学科目を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（８）技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって，１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（水道技術管理者の資格）
第５条　水道技術管理者が有すべき資格は，次のとおりとする。
（１）前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
（２）前条第１項第１号，第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学，理学，農学，医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後，同項第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上，同項第３号に規定する学校を卒業した者については６年以上，同項第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（３）１０年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（４）前条第１項第１号，第３号及び第４号に規定する学校において，工学，理学，農学，医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後，同項第１号に規定する学校の卒業者については５年以上，同項第３号に規定する学校の卒業者については７年以上，同項第４号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（５）外国の学校において，第２号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（６）厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課

程を修了した者

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由（議案第７３号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正されたことに伴い，同法において条例で定めることとされた事項を規定するため，条例を制定するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
73号	3